

○令和 7 年度 Web 会議システム利用契約に係る一般競争入札の公告

沖縄県が発注する「令和 7 年度 Web 会議システム利用契約」について一般競争入札に付するので、次のとおり公告する。

令和 7 年 9 月 26 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 件名 令和 7 年度 Web 会議システム利用契約
- (2) 仕様等 入札説明書による。
- (3) 利用期間 令和 7 年 11 月 1 日から令和 8 年 10 月 31 日まで

2 一般競争入札参加資格要件 本件に係る入札に参加できる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 営業年数が令和 7 年（2025 年）4 月 1 日現在において 3 年以上であること。
- (2) 資本金、基本金その他これらに準ずるものの額が 500 万円以上の法人であること。
- (3) 従業員が 5 名以上であること。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立てをし、又は申立てがなされている者及びこれらの手続中である者でないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団又は同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員に該当する者ではないこと及びこれらの者と密接な関係を有する者でないこと。
- (6) 入札参加資格の登録を申請する日前の直近 3 年間の都道府県民税及び事業税に関し滞納がないこと又は徴収の猶予（地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）附則第 59 条第 1 項に規定するものに限る。）を受けていること。
- (7) 提供しようとする役務等が「令和 7 年度 Web 会議システム利用契約仕様書」を満たすことを証明すること。
- (8) 社会保険（労働保険、健康保険及び厚生年金保険）に加入する義務がある者については、これらに加入し、保険料の滞納がないこと。
- (9) 雇用する労働者に対し、最低賃金額以上の賃金を支払っていること。
- (10) 労働関係法令を遵守していること。

3 共同で入札に参加する場合の入札参加の資格 共同企業体を結成し入札に参加しようとする場合は、次に掲げる要件を全て満たすこと

- (1) 自主的に結成された共同企業体であること。
- (2) 共同企業体の構成員の数は 2 又は 3 社とし、各構成員は 2(1)に該当する者であること。
- (3) 各構成員が、本入札に係る他の共同企業体の構成員でないこと。
- (4) 各構成員のうち、最小の出資者の出資比率は、2 社の場合にあっては 30 パーセント以上、3 社の場合にあっては 20 パーセント以上でなければならない。
- (5) 代表者の出資比率は構成員中最大であること。出資比率が同じ場合は、構成員の互選によりこれを定めること。
- (6) 共同企業体として 2(2)及び 2(3)の要件を満たすこと。

4 一般競争入札に参加することができない者 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項に規定する者及び同条第 2 項各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後 3 年間の範囲内で知事が定める入札参加停止期間を経過していない者

5 申請の方法等

- (1) 申請の方法 この公告による一般競争入札の参加資格（以下「入札参加資格」という。）の登録を申請する者は、次に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を直接持参又は郵送により(2)に掲げる場所に提出するものとする。

ア 一般競争入札参加資格登録申請書

イ 誓約書（様式 第2号）

ウ 法人の登記事項証明書（履歴事項証明書）

エ 個人にあっては、本籍地の市町村長の発行する身元（分）証明書

オ 直近の貸借対照表、損益計算書その他の財産及び損益の状況を示す書類

カ 入札参加資格の登録を申請する日前の直近3年間の都道府県民税及び事業税に関し滞納がないことを証する書類又は徴収の猶予（地方税法（昭和25年法律第226号）附則第59条第1項に規定するものに限る。）を受けていることを証する書類

キ 機能等証明書

ク 申請日直近の、労働保険料の納入が済んだことがわかる書類の写し（加入義務がない場合を除く）

ケ 申請日直近の、厚生年金・健康保険料の納入が済んだことがわかる書類の写し（加入義務がない場合を除く）

コ 社会保険に加入義務がないことについての申出書（加入義務がない場合のみ）（別紙様式）

- (2) 一般競争入札参加資格登録申請書の配布場所、申請書等の提出場所及び申請に関する問い合わせ先

〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号

沖縄県庁舎14階 企画部情報基盤整備課行政ネットワーク整備班

電話番号 098-866-2036

メールアドレス xx013005@pref.okinawa.lg.jp

- (11) 申請書等の受付期間 令和7年9月26日（金曜日）から同年10月7日（火曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）とし、受付時間は、それぞれの日の午前9時から午後5時までとする。

6 入札参加資格の審査結果 資格審査結果は、直接又は郵便により通知する。

7 入札参加資格の有効期間 入札参加の資格を付与された日から令和7年11月1日までとする。

8 入札参加資格に係る登録事項の変更 入札参加資格を有する者は、当該入札参加資格の有効期間内に次に掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく、資格申請事項変更届（様式 第4号）を提出しなければならない。

(1) 商号又は名称

(2) 住所又は所在地

(3) 氏名（法人にあっては、代表者の氏名）

(4) 使用印鑑

(5) 法人にあっては、資本金、基本金その他これらに準ずるものの額

(6) 電話番号

9 入札参加資格の取消し等

(1) 入札参加資格の取消し等 入札参加資格を有する者が、4に掲げる者に該当するに至った場合においては、当該入札参加資格を取り消し、又はその事実があった後、県が定める期間は競争入札に参加させない。

(2) 入札参加資格の取消しの通知 入札参加資格を取り消したときは、当該取り消された入札参加資格を有していた者にその旨を通知する。

- 10 資格の適用範囲 この公告で定める入札参加資格は、沖縄県が実施する「令和7年度 Web 会議システム利用契約」に係る一般競争入札に限り、適用する。
- 11 契約条項を示す期間及び場所
- (1) 期間 令和7年9月26日（金曜日）から同年10月7日（火曜日）まで
 - (2) 場所 沖縄県ホームページ及び情報基盤整備課執務室内
- 12 入札執行の日時及び場所
- (1) 日時 令和7年10月15日（水曜日）午後2時
 - (2) 場所 沖縄県庁14階防災無線統制室
- 13 入札保証金 見積る契約金額を契約期間の月数で除して得た額に12を乗じて得た額の100分の5以上の金額を入札保証金説明書に記載の方法で納付すること。ただし、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。
- (1) 保険会社との間に沖縄県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合
 - (2) 国（独立行政法人、公社及び公団を含む。以下同じ。）又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去2年の間に履行期限が到来した2つ以上の契約を全て誠実に履行したことを証明する書類を提出する場合
- 14 入札の無効 次の入札は、無効とする。
- (1) 入札参加資格のない者のした入札
 - (2) 同一人が同一事項についてした2通以上の入札
 - (3) 2人以上の者から委任を受けた者が行った入札
 - (4) 入札書の表記金額を訂正した入札
 - (5) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明な入札
 - (6) 入札条件に違反した入札
 - (7) 連合その他不正の行為があった入札
 - (8) 入札保証金が所定の金額に達しない者が行った入札
- 15 入札説明書及び仕様書の交付
- (1) 入札説明書及び仕様書を交付する期間 令和7年9月26日（金曜日）から同年10月7日（火曜日）までとする。
 - (2) 入札説明書及び仕様書を交付する場所 沖縄県ホームページまたは情報基盤整備課執務室
- 16 落札者の決定の方法
- (1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
 - (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わないもの又はくじを引かないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
 - (3) 落札者がいない場合は直ちに再度入札を行う。なお、入札回数は3回（1度目の入札を含む）までとする。
 - (4) 再度入札を行っても落札者がいない場合は、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定に基づき、随意契約ができるものとする。
- 17 契約事務を担当する部局等の名称及び所在地

- (1) 名称 沖縄県企画部情報基盤整備課行政ネットワーク整備班
- (2) 所在地 〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号 電話番号 098-866-2036

18 契約の手続において使用する言語及び通貨

- (1) 言語 日本語
- (2) 通貨 日本国通貨

19 長期継続契約について 当該契約は、地方自治法第 234 条の 3 の規定及び沖縄県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例に基づく契約である。また、翌年度において当該契約に係る歳入歳出予算について減額又は削除があった場合は、本契約を解除できるものとする。

20 その他必要な事項

- (1) 仕様書等に関する質問 質問事項がある場合は、質問書（別紙 6）により令和 7 年 10 月 1 日（水曜日）12:00 までに FAX またはメールにより行うこと。
- (2) 入札書の提出の方法 入札書は、12(1)の日時までに 12(2)の場所へ持参すること。電報及び電送による入札は、認めない。
- (3) 入札説明会 実施しない。
- (4) 最低制限価格 設定しない。
- (5) その他 詳細は、入札説明書による。